（以下「ダム基本計画」という。）において、岩木川の本件事業実施地点で、流入量3,100㎥／秒のうち2,940㎥／秒を調節することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において50,000,000㎥の容量を確保することとしている。

一方、渇水時においても岩木川における既得用水の安定的な取水や動植物の生息・生育環境の保全等の流水の正常な機能を維持するため、河川整備基本方針及び平成19年３月に策定された「岩木川水系河川整備計画」において、10年に１回程度起こり得る渇水時においても、基準地点五所川原で概ね19㎥／秒の流量を確保することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において59,200,000㎥の容量を確保することとしている。

さらに、新たな水道水源の確保が求められている弘前市の平成29年度の１日最大給水量75,750㎥／日のうち、ダム基本計画においては、14,000㎥／日の流量を供給するものとし、本件事業において750,000㎥の容量を確保することとしている。

加えて、五所川原市の漆川工業団地における企業進出等に伴う水需要の増加に応えるため、ダム基本計画において9,300㎥／日の工業用水を供給するものとし、本件事業において550,000㎥の容量を確保することとしている。

その上、農林水産省では、岩木川左岸の約9,600haの農地に対し干害の防止や収穫量の増加等を目的として「国営岩木川左岸農業水利事業」を計画し、津軽ダムを水源として、かんがい期における計画最大水量30.264㎥／秒のうち、22.612㎥／秒を確保することにより、かんがい用水の安定的な供給と農業の生産性の向上による農業経営の強化を図ることとしている。このため、ダム基本計画では、本件事業において16,700,000㎥の容量を確保することとしている。

なお、本件事業により、東北電力株式会社の岩木川第一発電所の取水設備が水没し、発電機能が失われることから、ダム基本計画においては、津軽ダムの下流に同社が津軽発電所を建設することとしており、津軽ダムの貯留水を利用し、最大出力8,500kW、年間可能発生電力量41,062MWhの供給を行うこととしている。

本件事業は、ダム基本計画に基づき、岩木川に洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水及びかんがい用水の確保並びに発電を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものであり、本件事業の完成により、他の洪水調節と相まって、基準地点五所川原での年超過確率１／100年規模の洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、岩木川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、10年に１回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となり、さらに、今後も増加が予測される弘前市における水道用水、五所川原市における工業用水及び岩木川左岸におけるかんがい用水の需要水量並びに電力の供給に必要な水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水、河川環境の保全、弘前市の水道用水の安定的な確保、五所川原市の工業用水の安定的な確保、農業の生産性の向上による農業経営の強化並びに電力の安定した供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、起業者が平成５年３月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月28日閣議決定）等に基づき実施した環境影響評価及び平成20年９月に公表された「津軽ダム建設事業における環境保全の取り組み」によれば、貯水池の水温の上昇及び大規模出水時や渇水による貯水位低下時に濁水の長期化が生ずると予測されたが、選択取水設備、水質保全ダム、清水バイパス及び環境放流設備を設置する等の保全措置を講ずることで、環境への影響を回避、低減できると評価されていることから、起業者はこれらの措置を講ずるものとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記環境影響評価その他の調査等によると、本件事業区域内及びその周辺には、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物のニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエゾゲンゴロウモドキ等の生息が確認されたが、主要な生息環境が事業区域外に広く残存すること、本件事業区域内に営巣等は確認されていないこと、営巣期を回避した工事時期の調整、代替環境の整備及び継続的な監視等により、影響は回避又は低減できるものと評価されていることから、起業者はこれらの措置を講ずるものとしている。

一方、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミチノクサイシン、ホソバツルリンドウ、サルメンエビネ等が確認されているが、個体の移植や継続的な監視等により、影響は回避又は低減できるものと評価されていることから、起業者はこれらの措置を講ずるものとしている。

また、本件事業区域内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が15箇所存在するが、そのうちの１箇所については、既に発掘調査を終え、記録保存の措置を講じており、残り14箇所についても、起業者は、青森県教育委員会との協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、岩木川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水及びかんがい用水の確保並びに発電を目的として、堤高97.2m、総貯水容量140,900,000㎥の重力式コンクリートダムを建設するものである。本件事業の事業計画は、⑴で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量、水道用水、工業用水及びかんがい用水の需要水量並びに発電に必要な水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトの位置選定については、地形、地質的条件から岩木川流域において、貯水に必要なダム高を確保し、ダム堤頂長を短くするため十分な高さを備えた狭隘な谷地形であること、岩盤がダムサイトに適していること、ダムの背後に貯水量を十分確保できること等を条件として検討を行った結果、目屋ダム上流サイト案、目屋ダムサイト案（以下「申請案」という。）、目屋ダム下流サイト案の３案が選定され、当該３案について検討が行われている。

申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いが、水没戸数は中位であり、施工期間が短く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、岩木川流域では幾度も洪水被害が発生していること、夏季に度重なる渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息・生育環境等に大きな影響を及ぼしていること、弘前市では今後も水需要が増加すると予測され、水道水源が不足すると見込まれていること、五所川原市の工業団地では企業の進出等により水需要が増加すると予測され、工業用水が不足すると見込まれていること、夏季の